

**【正誤表】家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業  
公募要領**

該当ページ	誤	正(3/4更新)
<p>公募要領p3 2. 公募の対象</p>	<p>(4) 補助対象者 補助対象者は、<u>法定耐用年数の間</u>、対象システムをリース方式により利用者の住宅に設置(設置工事だけでなく、状態としての設置を含む)する民間事業者(以下、「設置事業者」という。)もしくは設置事業者に対象システムをリースする民間事業者(以下、「リース事業者」という。)とします。</p> <p>(9)その他 設置事業者もしくはリース事業者は、<u>環境省からの求めに応じて、対象システムの保守管理状況等について、適宜報告を行うこと</u>とします。</p>	<p>(4) 補助対象者 補助対象者は、対象システムをリース方式により利用者の住宅に設置(設置工事だけでなく、状態としての設置を含む)する民間事業者(以下、「設置事業者」という。)もしくは設置事業者に対象システムをリースする民間事業者(以下、「リース事業者」という。)とします。</p> <p>(9)その他 事業実施者は、<u>対象施設設置の日から年度末までの期間及びその後の6年間(集合住宅にセントラル方式で設置される場合は15年間)、毎年度、対象システムの稼働状況及び保守管理状況等について、報告を行うこと</u>とします。</p>
<p>公募要領p4 4. 応募にあたっての留意事項</p>	<p>(4)補助対象経費について 事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります(別紙参照)。 <u>(なお、補助加熱装置一体型の貯湯槽については、補助加熱装置部分の材料費は対象外ですが、区別できない付帯工事費等は対象と認められる場合があります。)</u> &lt;経費の区分&gt; 事業を行うために必要な本工事費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費</p>	<p>(4)補助対象経費について 事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります(別紙参照)。 &lt;経費の区分&gt; 事業を行うために必要な本工事費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)及び付帯工事費(単独の補助加熱装置に係るものを除く)、機械器具費、測量及び試験費、事務費</p>